

逗子市告示第 130 号

逗子市福祉会館指定管理者の申請等

逗子市福祉会館条例（平成 17 年逗子市条例第 22 号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり福祉会館指定管理者の申請を受け付ける。

令和 6 年 9 月 25 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
逗子市福祉会館 逗子市桜山 5 丁目 32 番 1 号
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
逗子市福祉会館条例に定めるもののほか、詳細については協議の上別に定める。
- 3 申請者の指名
次の者を申請者として指名する。
住 所 逗子市桜山 5 丁目 32 番 1 号
指名団体名 社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
逗子市福祉部社会福祉課
 - (2) 提出書類
ア 指定管理者指定申請書
イ 逗子市福祉会館条例第 9 条第 1 項に規定する書類等（詳細については、逗子市福祉会館指定管理者募集要項（指名型）に定める）
 - (3) 申請期間
令和 6 年 10 月 7 日から 10 月 11 日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。
 - (4) 提出方法
持参
- 6 問い合わせ先 逗子市福祉部社会福祉課 電話 046 - 873 - 1111（内線 211）

別紙

指名団体を、社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会とすることの理由について

現在の福祉会館は、平成 18 年の指定管理者制度導入時から現在まで社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会が管理運営を行っており、利用者との間に継続的な信頼関係を構築しながら管理運営を行ってきた実績があり、利用者の利便性も図られている。

次の指定期間は東逗子複合施設が供用開始され本施設を廃止するまでの 3 年間であり、新たな事業展開を望むことが難しいことから、現状の管理運営を維持するため引き続き現在の指定管理者である社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会が適していると判断するもの。

なお、審査については事業計画、収支予算の確認とし、新たな課題等を求めないこととする。